

○厚生労働省告示第二百二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年四月四日

厚生労働大臣 根本 匠

<p>、ら 1067 1147 1103 1069 1156 まで、 1072 から 1107 1079 1158 1116 1083 まで及び 1118 1086 1160 1121 から 1066、 に掲げる高度管理医療機器 1122 1090 1126 まで、 1128 1093 1129 から 1095 1131 まで、 1135 1098 1139 1099 1143 1101 1145 か</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、</p>	<p>改正後</p>
<p>、ら 1067 1147 1103 1069 1156 まで、 1072 及び 1107 1079 1157 1116 1083 に掲げる高度管理医療機器 1118 1086 1121 から 1066、 1122 1090 1126 まで、 1128 1093 1129 から 1095 1131 まで、 1135 1098 1139 1099 1143 1101 1145 か</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、</p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)